

## 議案第64号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第11条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバ</u> <u>レル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第1</u></p>	

5号から第18号まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。) 及び第8条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第11条の2 一般サウナ設備 (簡易サウナ設備以外のサウナ設備 (サウナ室に設ける放熱設備をいう。) をいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) [略]
  - (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1)～(7) [略]
- (7)の2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)
- (8) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)
- (9)～(18) [略]

(サウナ設備)

第11条 サウナ室に設ける放熱設備 (以下「サウナ設備」という。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) [略]
  - (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1)～(7) [略]
- (8) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)
- (9)～(18) [略]

## 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。